

○平成27年度の国民年金保険料 免除制度のご案内

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な方のために、保険料が免除または納付が猶予される制度があります。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

申請時期 平成27年度（平成27年7月から平成28年6月分）の申請は平成27年7月1日から受付けます。

必要なもの 年金手帳、印鑑をお持ちください。申請により平成27年度（平成26年中）の所得に応じて保険料の支払いが免除、又は猶予されます。
※特定の条件を除いて毎年申請が必要です。

○平成26年4月の制度改正により、申請時点の2年1か月前の月分（すでに保険料が納付済の月を除く）まで免除を申請できるようになりました。あわせてご相談ください。

国民年金保険料が未納のままだと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などが受給できなくなる場合があります。そうならないためにも、この制度をご利用ください。

●免除等の種類

免除の種類	受給資格期間※1	年金額※3
全額免除	○	4/8が反映（平成21年3月分までは2/6）
一部半額免除	○※2	5/8が反映（平成21年3月分までは3/6）
一部1/4免除	○※2	6/8が反映（平成21年3月分までは4/6）
除若年者納付猶予※4	○	7/8が反映（平成21年3月分までは5/6）
		反映されない

※1 受給資格期間とは、年金を受給するために必要な期間をいいます。年金を受給するためには、保険料を納付した期間と保険料の納付免除が認められた期間の合計が25年以上必要です。

※2 保険料の一部を納付した場合に算入されます。一定期間に納付しなかった場合は未納期間となります。

※3 免除・猶予を受けた期間について保険料の追納（後から払う）を行わなかった場合の年金額への反映割合。免除・猶予されていた金額を追納した場合は納付した場合と同様の計算となります。なお、追納は免除期間から10年以内に行う必要があります。免除を受けた年度の翌々年度を過ぎて追納する場合は、当時の保険料に一定割合の金額が加算されます。年金額への反映割合は平成27年4月1日現在の割合です。

※4 30歳未満の方が対象となります。

●免除・猶予となる所得基準額

本人、配偶者、世帯主の所得がそれぞれ下表の金額以下の時に該当となります（若年者納付猶予は本人と配偶者の所得）。

免除の種類	算定方法
全額免除	(扶養親族数+1)×35万円+22万円
一部半額免除	78万円+扶養親族数×38万円※+社会保険料控除等
一部1/4免除	118万円+扶養親族数×38万円※+社会保険料控除等
若年者納付猶予	158万円+扶養親族数×38万円※+社会保険料控除等
	(扶養親族数+1)×35万円+22万円

一部免除では社会保険料が左表算定方法の金額に加算されます。

※老人扶養であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。

●その他の制度について

退職による特例

退職した場合には、退職した本人のみの所得をゼロと判定する特例があります。手続きには雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証、年金手帳、印鑑が必要です。また、雇用保険に加入していない場合でも、その他の書類を添付することで退職の特例を受けることが可能ですのでご相談ください。

※退職による特例は退職日の翌日（喪失日）の2年後の6月までの申請に限り受けることができます。

学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます（半額免除と同じ所得基準額）。

猶予を受けた期間の保険料は、追納をしない場合、年金額に反映されませんが、受給資格期間の計算には含まれます。また、学生納付特例の対象校に在籍する場合、他の免除制度を利用することはできません。

毎年申請が必要。申請には学生証又は在学証明書、印鑑が必要です。平成27年度（平成27年4月から平成28年3月分）の申請は平成27年4月1日から受け付けています。また、平成26年4月から、申請時点の2年1か月前の月分（すでに保険料が納付済の月を除く）まで学生納付特例を申請できるようになりましたので、あわせてご相談ください。

○後期高齢者医療保険被保険者の方へ 8月から保険証が新しく変わります！

○後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）の更新について

平成27年8月1日から後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）が変わります。現在お持ちの保険証の有効期限は平成27年7月31日までとなっておりますので、8月1日からはお使いいただけません。

8月からご利用いただく新しい保険証については、7月下旬にお手元に届くよう郵送いたします。

また、現在お持ちの保険証については、茨城町役場保険課までご返却して下さい。返却できない場合は、住所や氏名等が見えないよう裁断するなど、十分注意して処分して下さい。

(新)		(旧)	
後期高齢者医療被保険者証		後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成28年7月31日	有効期限	平成27年7月31日
被保険者番号	00000001	被保険者番号	00000001
住所	水戸市赤塚1-1 (ミオス1F)	住所	水戸市赤塚1-1 (ミオス1F)
氏名	後期 太郎	氏名	太郎 男
生年月日	昭和5年5月5日	生年月日	昭和5年5月5日
資格取得年月日	平成20年4月1日	資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日	発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成27年8月1日	交付年月日	平成26年8月1日
一部負担金の割合	1割	一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印	保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

有効期限が「平成28年7月31日」
に変わります

平成27年8月1日からは「紺色」の被保険者証です。

○限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について

平成26年度に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、現在も該当している方で、平成27年度も引き続き住民税非課税（同一世帯の全員）の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」も保険証と一緒に同封させていただきます。

【問合せ先】

茨城町保険課医療年金グループ ☎ 292-1111 (代表)
(内線 123・124)
☎ 240-7113 (直通)
茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎ 029-309-1213